

さよなら「配偶者控除廃止論」

前・岡山県立大学教授
増田社会保障研究所代表

増田 雅暢



配偶者控除に対する批判論

ここ数年、見直しが提案され

ていた税制上の配偶者控除制度

が、本年は、安倍内閣のスロー

ガの一つ「女性活躍」の趣旨

にそぐわないということで、ま

さしく「存亡の危機」に直面し

た。自民党の政調会長は見直し

を明言し、自民党税制調査会に

おいても、重要テーマの一つに

位置付けられた。税務当局は、

配偶者控除の見直しが悲願であ

るので、配偶者控除の代わりに

「夫婦控除」を提案するなど、

知恵を出した。新聞やテレビで

も大きく取り上げられ、今年こ

そは廃止が実現かと思われた
が、与党内に来年の選挙への影
響を懸念する声が大きく、結局、

本年度の見直しは見送られるこ
ととなつた。

筆者は、かねてから、配偶者

控除の廃止論は、その理由が誤

解に基づくもので、単なる増税

議論にすぎない、廃止の必要は

ない、と論陣を張ってきたので、

今回の結果に安堵した。しかし、

またぶり返される可能性が大で

あるので、改めて廃止論の問題

①専業主婦世帯に対する優遇策

②共働き世帯に対する不公平

③いわゆる「103万円の壁」

(配偶者の年収が103万円を

超えると、配偶者控除の適用が

なくなる、所得税がかかる、企

業の配偶者手当が適用外となる

ことにより、負担が増えてしま

とを期待したい。

配偶者控除とは、所得税にお

の所得が38万円以下である場合、その世帯の納税者本人の収入から38万円の控除を行うものである。所得税率が10%の人の場合、配偶者控除により、3万8千円の所得税が軽減される。配偶者がパートなどで働きに出た場合でも、基礎控除38万円と給与所得控除65万円を合わせて、103万円までは所得税がかからない。所得も38万円と計算されるので、配偶者控除の対象となる。

人的控除には、基礎控除、扶養控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除等があるが、配偶者控除のみが批判の矢面に立たされてきた。次のような批判である。
①専業主婦世帯に対する優遇策
②共働き世帯に対する不公平

配偶者控除は扶養控除の一 種

配偶者控除は、専業主婦優遇策でも、共働き世帯に対する不公平策でも、共働き世帯に対する不公平策でもない。扶養控除の一種(一般親族の扶養控除と同額)で、世帯間の税負担の公平化を図る措置である。

たとえば、夫がサラリーマンで妻が専業主婦の片働き世帯と、夫婦ともサラリーマンの共働き世帯を比較してみよう。給与所得控除は、片働き世帯では一人分、共働き世帯は二人分となるので、片働き世帯は控除部分が小さく、課税される所得の

と)により、女性の就労拡大を阻む

範囲が大きくなる。また、片勤き世帯は夫の収入から無職の主婦の生活費用を負担している。その費用相当分を課税対象から除外することとしたのが、配偶者控除である。働いていない子供や高齢者に対する扶養控除と同じ性質である。配偶者控除という名称が専業主婦優遇といった無用な誤解を与えていたのであれば、扶養控除という名称に代えればよい。

「103万円の壁」問題は20年以上前から指摘されており、女性の就労拡大を阻害するものとして、すこぶる評判が悪い。ただ、これは配偶者控除の直接的な問題というよりは、所得税の課税最低限の水準の問題である。学生アルバイトの収入の場合でも、同じ問題が起きる。

配偶者控除との関係でいえば、1987年に配偶者特別控除制度が創設されたことにより、「103万円の壁」はなくなつた。すなわち、配偶者の給与収入が10万円を超えて141万円まで

の間に、38万円からゼロ円までの段階的な控除額が設けられた（納税者本人の所得が1千万円以下の場合に適用）ことにより、収入増よりも所得税増の方が大いという事態は避けられることがとなつた。したがつて、「103万円の壁」を配偶者控除廃止論に結び付けることは、誤解である。

新聞・テレビの報道では、「103万円の壁」のために就労調整をしている女性の例が登場するが、パートタイム労働者全体では、どのくらいの人たちが就労調整をしているのであろうか。「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」によると、労働者がいる女性のパート労働者は「ありがた迷惑」で、就労機会の拡大というよりは、かえって労働意欲を減退させ、単なる「増税策」にすぎないととらえることであろう。女性の就労拡大を図るには、非課税限度額を103万円から引き上げる施策の方が効果的である。

市民の的確な指摘

配偶者がいる女性パートの場合は、94%の人が、「主に配偶者（夫）の収入で暮らしている」。

また、パートを選んだ理由としては、女性の場合、選択肢の中で「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」59%、「勤務時間・日数が短いから」22%、「就業調整ができるから」22%の順となりつつある。

「声」欄に掲載された主婦の米沢泰子さんの意見を紹介する。「（略）確かに創設時は『内助の功』の分が上乗せされていたが、今は基礎控除と同額で、実質は家族控除の一種だ。また、年収103万円以下なら主婦がパートで働く場合も夫が控除を受けられるから、専業主婦世帯優遇策の批判も当たらない。廃止したら、パート女性の誰もがフルタイムでバリバリ働く状況でもない。配偶者控除を悪ととらえるというのは詭弁だと思う。その廢止や縮小は税制の問題にとどまらず、家族の形や男女の働き方、雇用政策、子育て支援とも密接に関わる。個人消費のさらなる低迷も招きかねず、拙速な廃止や縮小は禁物だ。（略）」筆者も全く同意見である。